

仕 様 書

1 業務名

埋蔵文化財の三次元計測及びレプリカ等作成業務

2 業務期間

自：令和2年（2020年）11月 2日

至：令和3年（2021年） 3月19日

3 業務内容

埋蔵文化財の活用のための三次元計測及びレプリカ等の作成

4 仕様詳細

別紙1・2のとおり。

5 特記仕様

- (1) 三次元計測は、埋蔵文化財を傷めることのないように、非接触型の三次元測定機を用いて実施すること。
- (2) 計測に際して、埋蔵文化財を三次元測定機の設置場所まで移動することを認めるが、埋蔵文化財の運搬は受託者の負担で行うものとし、埋蔵文化財を破損することがないように受託者の責任で適切に管理すること。
- (3) 三次元測定機は、点間ピッチの最小間隔が $24\mu\text{m}$ 以下となる精度の機器を用いること。
- (4) 三次元計測は、対象となる埋蔵文化財の全面を測定すること。
- (5) 本市係員の指示に従い、計測データのノイズ除去、カラー補正、データの統合等を行い、デジタル画面上で回転表示が可能な埋蔵文化財の三次元データを作成すること。
- (6) 納品するデータ形式については、事前に本市係員と協議し決定すること。
- (7) 作成した三次元データは、本市係員にデジタル画面上で確認を受け、必要に応じて調整を行うこと。
- (8) 本市係員が承認した三次元データをもとに、3Dプリンターにより原寸のレプリカを作成すること。
- (9) レプリカは、カラー3Dプリンターを用いるか、もしくは描画塗装を行い、埋蔵文化財の質感・色合いを可能な限り再現すること。
- (10) レプリカの素材は、長期間の展示に耐え得る耐久性を備えたものとする。
- (11) 作業にあたって、やむを得ず、上記の工程を一部変更する必要がある場合は、事前に本市係員と協議し、承認を得ること。

6 成果品

- (1) 三次元データ（電子データ）
- (2) 三次元データの内容を確認できる印刷物（紙媒体及び電子データ）
- (3) レプリカ3点
- (4) 作業方法、使用機器等を示す報告書（紙媒体及び電子データ）

※電子データのファイル形式及び納品方法は、事前に本市係員と協議し決定すること。

7 納品場所

札幌市中央区南22条西13丁目

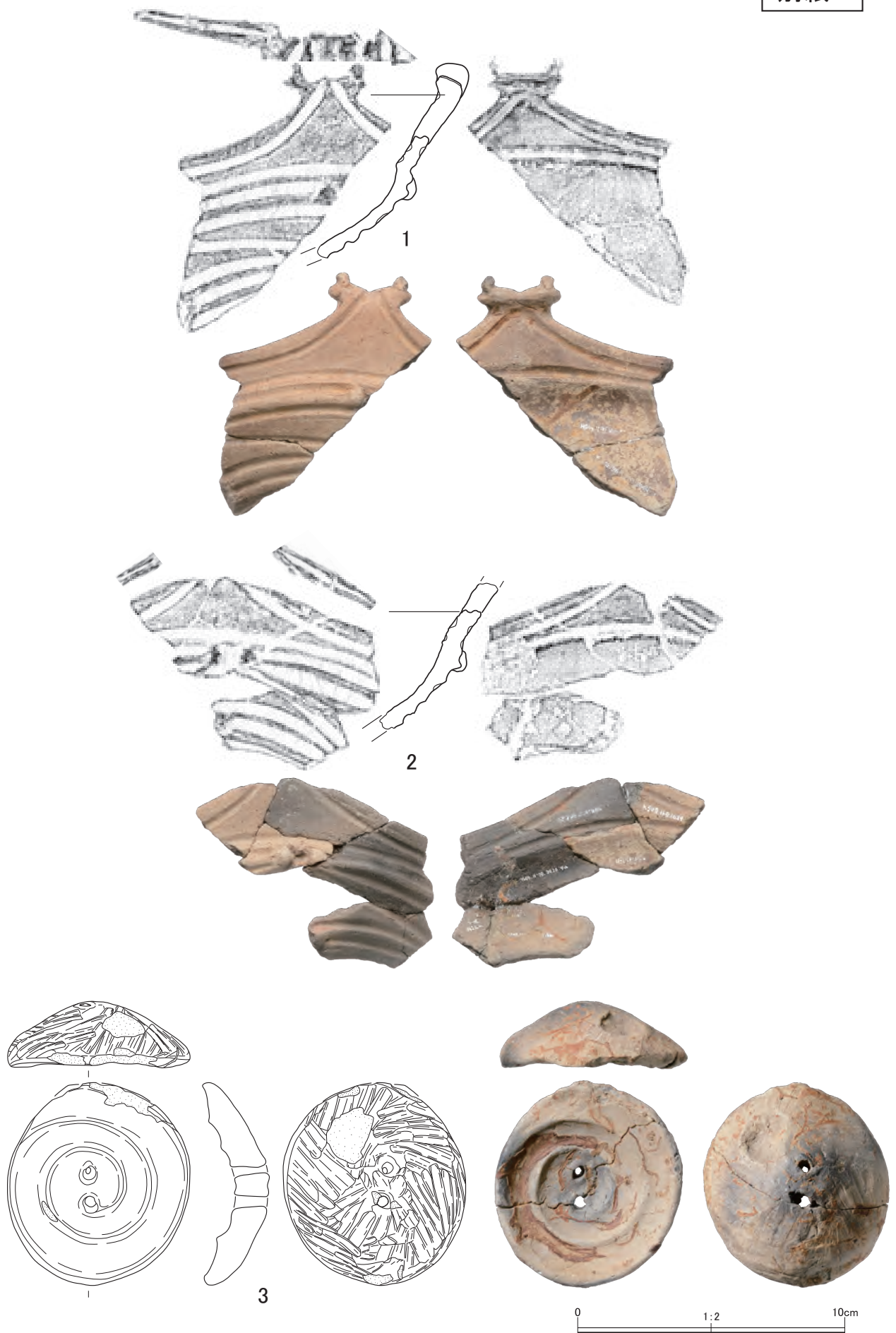
札幌市埋蔵文化財センター

8 その他

- (1) 受託者は、本業務の履行に際して、委託者と十分に打合せを行い、業務の進捗状況について、随時、委託者に報告し、委託者から必要な指示を受けること。
- (2) 受託者は、委託者に対し、本業務に伴う全ての成果物の著作権を譲渡すること。
- (3) 受託者は、本業務に伴う全ての成果物の著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないこと。
- (4) 本業務に伴う成果物の著作者が受託者以外のものであるときは、受託者は委託者又は委託者が指定する第三者に対して、成果物に係る著作者人格権を行使されないよう適性に措置を講ずること。
- (5) 受託者は、本業務の遂行上知り得た事項を外部に漏洩しないこと。
- (6) 受託者は、本業務について、本仕様書または契約書に明示されていない事項についても、業務の性格上当然必要な準備、事前の打合せ等は、受託者の負担で実施すること。その他、本仕様書に定めのない事項については、本市係員と協議すること。

仕様詳細

番号	種別	規格・形状・色調	単位	数量	仕様
1	土器（破片）	別紙2-1参照	点	1	全面3Dデータ作成、レプリカ作成（データ加工、3D出力、加工）
2	土器（破片）	別紙2-2参照	点	1	全面3Dデータ作成、レプリカ作成（データ加工、3D出力、加工）
3	土製品	別紙2-3参照	点	1	全面3Dデータ作成、レプリカ作成（データ加工、3D出力、加工）



対象となる埋蔵文化財 ※1・2:土器(破片)、3:土製品(完形)